

# 介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書 別添

令和6年8月1日現在

## 1 介護保険給付対象サービス

### (1) 利用料金（単位/日）

介護度	サービス単位
要支援1	451 単位
要支援2	561 単位

### (2) 加算料金

介護予防短期入所生活介護に係る加算になります。体制が整っている、又は、対応した加算のみが算定されます。

#### ① 生活機能向上連携加算（該当者のみ）

- 生活機能向上連携加算（Ⅰ）：100 単位/月（3月に1回を限度）
- 生活機能向上連携加算（Ⅱ）：200 単位/月

外部の理学療法士等が事業所内の機能訓練指導員等と共同してアセスメントを行い個別機能訓練計画を作成し適切に機能訓練を提供した場合。

#### ② 機能訓練体制加算

12 単位/日

機能訓練業務に従事する常勤の指導員が配置されている場合。

#### ③ 個別機能訓練加算（該当者のみ）

56 単位/日

専従の機能訓練指導員が居宅を訪問した上で作成した個別機能訓練計画に基づき、共同して機能訓練を適切に提供している場合。

#### ④ 認知症・心理症状緊急対応加算（該当者のみ）

200 単位/日

認知症行動・心理症状（妄想や幻覚など）が認められ、在宅生活が困難であると医師に判断された方を即日又は翌日より受け入れた場合。加算は原則7日間が上限となる。

#### ⑤ 若年性認知症利用者受入加算（該当者のみ）

120 単位/日

若年性認知症の利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に利用者のニーズに応じたサービスの提供を行った場合。

#### ⑥ 送迎加算（該当者のみ）

184 単位/回

ご自宅から又はご自宅へ、利用者の心身の状況等に応じて原則個別に送迎した場合。

⑥ 療養食加算（該当者のみ）

8 単位/回（1 日につき 3 回を限度）

医師の発行する食事せんに基づいて管理栄養士が療養食の献立表を作成し、糖尿病食、腎臓病食肝臓病食、胃潰瘍食（流動食は除く）、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な検査食を提供した場合。

⑦ 認知症専門ケア加算

・認知症専門ケア加算（Ⅰ）：3 単位/日 認知症介護に係る専門的な研修を終了した者が一定数以上配置されている場合。

・認知症専門ケア加算（Ⅱ）：4 単位/日 認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了した者を 1 名以上配置されている場合。

⑧ サービス提供体制強化加算

職員の体制が一定以上整っている場合、いずれかの加算を算定する。

・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：22 単位/日

介護福祉士の割合が介護職員の総数に対し 80%以上配置されている場合。  
勤続年数 10 年以上の介護福祉士が 35%以上配置されている場合。

・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）：18 単位/日

介護福祉士の割合が介護職員の総数に対し 60%以上配置されている場合。

・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）：6 単位/日

介護福祉士の割合が介護職員の総数に対し 50%以上配置されている場合。

常勤職員の割合が介護職員及び看護職員の総数に対し 75%以上配置されている場合。

7 年以上の勤続年数がある職員の割合が介護職員の総数に対し 30%以上配置されている場合。

⑨ 介護職員等処遇改善加算

介護職員の処遇計画を策定する等のキャリアパス、月額賃金の改善、職場環境改善等の要件を満たしている場合

・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）：1 ヶ月の合計単位数×14.0%

・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）：1 ヶ月の合計単位数×13.6%

・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）：1 ヶ月の合計単位数×11.3%

・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）：1 ヶ月の合計単位数×9.0%

(3) 地域区分

1 単位の単価は、物価などに応じて区分された地域によって異なり、5 級地の栄町では利用料金及び加算料金に対して規定の割合(0.055)で上乘せされます。

## 2 介護保険給付対象外のサービス

### (1) 食事の提供に要する費用（単位：円）

- ・利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

朝食	昼食(おやつ含む)	夕食
350	800	400

- ・介護保険負担額限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。ただし、認定証に記載された食費の金額を超えない場合は、その金額のみのご負担となります。

通常(第4段階)	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
1,550	300	600	1,000	1,300

- ・経管栄養者
  - 水分補給代 180円/日
  - プロテイン剤 130円/日
  - 嚥下訓練食 60円/食

### (2) 滞在に要する費用（光熱水費及び室料、円/日）

- ・この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等）相当額をご負担して頂きます。
- ・介護保険負担額限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費の金額（1日当たり）のご負担となります。

	通常(第4段階)	第1段階	第2段階	第3段階
多床室	915	0	430	430
従来型個室	1,231	380	480	880

### (3) 特別な食事の提供に要する費用

- ・出前食や行事食等をご希望される場合は、実費相当分をご負担して頂きます。

### (4) 理美容サービス

- ・原則、外部のサービスを利用して頂き、利用の際は実費相当分をご負担して頂きます。

### (5) 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事

- ・ご参加頂いたクラブ活動や行事等の内容により、原材料費をご負担して頂きます。

### (6) 事業者が提供する以外の物品あるいは食品等

- ・買物サービスをご希望される場合は、実費相当分をご負担して頂きます。

## 3 キャンセル料

- ・利用者が自己都合により、利用を中止する場合は、次のキャンセル料を徴収させて頂きます。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。

1,550円（食費相当分）

- ・利用中止の申し出は、サービス利用予定日の前日午後5時までとします。